

中村合同特許法律事務所

URL <http://www.nakapat.gr.jp>

E-mail law@nakapat.gr.jp

〒100-8355 東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル6階 TEL 03-3211-1037 (法律代表) FAX 03-3214-6367



時代の変化に即応し 企業を支え続ける弁護士・弁理士集団

1914年の設立以降、国内外の知的財産に関する問題を抱える国内の数多の企業を支え続ける、中村合同特許法律事務所。同事務所の特色は、弁護士と弁理士がチームを組んでクライアントをサポートすることにある。「例えば、特許等に関連する訴訟であれば、弁護士と弁理士、しかも、弁護士は必ずパートナー弁護士とアソシエイト弁護士が入り、1チーム最低3名で対応することを原則としています。パートナー弁護士の経験値とアソシエイト弁護士の行動力やフットワークの良さが加わることで、弁護士と弁理士の知見の“総和”にとどまらない、チームの化学反応としての最大の効果性、効率性が発揮されるのです」(吉田和彦弁護士)。

同事務所では弁護士と弁理士の間に緊密で効果的・効果的な協力関係が確立されている。これこそが、同事務所が知的財産権に関連する法律業務に常に最高水準のサービスを提供できる所以なのだ、吉田弁護士は語る。

飯田圭弁護士は、昨今の知的財産をめぐる企業意識の変化と、それに伴う弁護士・弁理士の役割の変化を次のように語る。「従来、知的財産関連業務といえば権利化とその維持、侵害時の紛争対応が中心で、弁護士や弁理士の役割もいわばスポット的なものが少なくありま

せんでした。ところが、技術の進化やボーダレス化の流れを受けて、知的財産を自社の経営を支える屋台骨と捉える企業が増えてきました。このため、弁護士や弁理士に求められる役割も、クライアントのビジネスに活力を与える強い知的財産とは何か、それをどう創出・取得し、守り、どう活かすのかを、企業担当者とともに考え、サポートしていく長期的視野を備えた戦略的かつ総合的なコンサルティングに近いものになってきています。また、ファッションやエンターテインメント、スポーツ、メディア、アグリビジネスなど、新しいビジネスには、必ずといっていいほど知的財産の存在があります。非常に難易度の高いご相談も多いのですが、ビジネスを肌で感じ、企業担当者の方々と“ともに創り上げる”という作業は非常に刺激的で、大きなやりがいを感じています」。

クロスボーダー案件にも盤石 独自の国際ネットワーク

本来、知的財産権は国際的な性格の強い権利だ。現在はスムーズな国際出願の手続きも整いつつあり、ビジネスの国際展開を見据え、当初から国内出願と国際出願を同時に行う企業も多いが、同事務所は、古くからこの点に着目し、わが国が国際出願の重要性を見出すよりも早い時期から世界各国の法律事務所や特許事務所とのネットワークの構築に力を注いできた。そのネットワークは、欧米をはじめ、中国、ASEAN、BRICSにも及ぶ。



吉田 和彦 弁護士
Kazuhiko Yoshida

88年東京大学法学部卒業。90年弁護士登録。93年弁理士登録。97年ハーバード大学ロースクール卒業(LL.M.)。98年ニューヨーク州弁理士登録。01年中村合同特許法律事務所パートナー。17年同事務所代表パートナー。



飯田 圭 弁護士
Kei Iida

93年東京大学法学部卒業。95年弁護士登録。97年弁理士登録。02年Franklin Pierce Law Center知的財産法学修士(LL.M. in IP)。06年中村合同特許法律事務所パートナー。



山本 飛翔 弁護士
Tsubasa Yamamoto

12年早稲田大学法学部卒業。14年東京大学大学院法学政治学研究科(法科大学院)卒業。15年弁護士登録、中村合同特許法律事務所。

「“この国のこの案件に最適な代理人はどの事務所の誰か”という情報は、国際的なネットワークを築いている事務所であれば、ある程度入手が可能です。ただ、能力もさることながら、企業にとって重要なのは費用の問題です。いかに能力の高い代理人であっても、企業が支払える費用には限界があります。同事務所では、“この国のこの案件で、この費用帯であれば、どの事務所の誰が最適なのか”についてのアドバイスやご紹介、協働が可能です。これはやはり、同事務所が早い時期から国際的なネットワークの構築に力を注ぎ、海外の事務所や代理人、そして海外のクライアントとの信頼関係を築いてきたからこそできることだと思います」(吉田弁護士)。

同事務所のクライアントの国内外の比率は1:1。これは、それだけ多くの国内外の企業と、そして海外の法律事務所・特許事務所の信頼を勝ち得ていることの証左といえる。

スタートアップ企業の支援に注力

中村合同特許法律事務所では、いま、スタートアップ企業の支援にも力を注いでいる。知的財産に関心を持つ起業家は少なくないが、資金も限られる中で、その企業の“武器”となる知的財産をどう選択し、どう権利を取得し、活用するのかというノウハウや経験は、まだ十分ではない。「まず優先されるのは、彼らのビジネスモデルをきちんと理解することです。スタートアップ企業は、作り込んで完成した商品をマーケットに出す大企業とは異なり、まず商品をマーケットに出して、フィードバックを受けながら改善していくという手法をとります。ビジネススピードも、業界の移り変わりも非常に速く、半年や1年で主要なプレイヤーが変わってしまうことも少なくありません。スタートアップ支援で我々に求められるのは“伴走者”としての役割です。クライアントとそのビジネスを深く理解し、同じ“スタートアップマインド”を持た

なければ、クライアントとともに走り続けることはできません。困難な部分も多いのですが、ビジネスが成功し、クライアントに喜んでいただけた時の喜びはひとしおです」。山本飛翔弁護士はそのやりがいこう語る。

「参入対象もスタートアップ企業によってさまざまですが、同事務所は約70名の精鋭揃いの弁理士陣があらゆる技術分野をカバーしていることはもちろん、意匠・商標・契約・紛争対応を含めたすべての知財分野をカバーしているため、平時から有事まで、対応は万全です。スタートアップ企業のみならず、非常に心強いと評価をいただいています」(飯田弁護士)。

“歴史と伝統のある事務所”という地位に安住せず、常に新たな歴史の扉を開き、発展を続ける事務所、それが中村合同特許法律事務所だ。いまも、そしてこれからも、時代や企業のニーズを敏感に察知し、サービスの幅を拡げていく。

D A T A

- 所属弁護士等
パートナー44名、顧問4名、アソシエイト38名
(2019年11月現在)
- 沿革
1914年に中村特許法律事務所を開設。1983年中村合同特許法律事務所に改称
- 所属弁護士等による主な著書・論文(共著含む)
『知的財産訴訟の現在—訴訟代理人による判例評釈』(有斐閣、2014)
- 過去の主要案件
燻し瓦事件(最判平10・4・28)、キルビー事件(最判平12・4・11)、国際自由学園事件(最判平17・7・22)、発光ダイオード事件(最判平20・7・10)、フリバンセリン事件(知財高判平22・1・28)、インターネットナンバー事件(知財高判平22・3・24)、カルベジロール事件(知財高判平23・11・30)、チュッパチャップス事件(知財高判平24・2・14)、エマックス事件(最判平29・2・28)
- 受賞歴
“The 2019 Asia IP Awards, Japan, Trademarks”受賞、“Asia IP Patent Survey 2019 - Patent Contentious and Patent Prosecutions, Tier 1”選出、“IAM Patent 1000, Japan: Domestic Litigation, Gold”選出、“Chambers Global 2019, IP: Domestic in Japan, Band 1”選出、“LEGAL 500 JAPAN: IP-Independent local firms, TIER 1”選出